

第2部 環境の現状と対策

1 GX とくしま

(1) クリーンエネルギーの最大限導入

① クリーンエネルギーの導入促進

東日本大震災を契機に、災害にも強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築が求められるようになり、本県でも、豊富に存在する自然エネルギーを最大限に活用するため、平成 24 年に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定（平成 27 年改定）し、自然エネルギーの導入促進に積極的に取り組んできました。

その結果、本県の「自然エネルギーによる電力自給率」は、平成 27（2015）年度に 26.5%となり、当時の国の 2030 年度目標値（22～24%）を上回るものとなりました。

これまでの取組を更に推進するとともに、SDGs やパリ協定に沿った世界各国の脱炭素化への取組の加速や、ESG 投資を背景とした企業活動の急速な脱炭素化、自然エネルギーの主力電源化、北海道胆振東部地震によるブラックアウトなど激甚化する災害に対応できる「自立・分散型電源」確保の必要性など、自然エネルギーを取り巻く急激な社会・経済情勢の変化に対応するため、令和元年 7 月、新たに「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」を策定しました。

本戦略では、2050 年の脱炭素社会実現を目指し、「2030 年度・自然エネルギー電力自給率 50%」を目標に掲げ、「環境とビジネスの両立・発展」、「エネルギーの地産地消」、「自立・分散型電源の確保」、「水素エネルギーの社会実装」に関する「戦略プロジェクト」をとりまとめました。

さらに、令和 6 年 3 月には、「地球温暖化対策」と「エネルギー対策」を一体的かつ計画的に進めるため、5 つの脱炭素関連計画を統合した「徳島県 GX 推進計画」を策定しました。本計画では「2030 年度・クリーンエネルギー電力自給率 70%超」という意欲的な目的を掲げ、太陽光、風力、水力をはじめとする「クリーンエネルギーの最大限導入」に取り組むことで、クリーンエネルギーによる電力自給率のさらなる向上を目指しています。



太陽光発電



風力発電



水力発電

クリーンエネルギーの導入を加速させるため、本県では「太陽光発電設備」「蓄電池」「EV」を「脱炭素・三種の神器」と位置づけ、県民や事業者における導入を促進しています。具体的な取組の一つとして、初期費用低減化のビジネスモデル「PPA（電力販売契約）」を活用した県有施設への太陽光発電設備等の率先導入を推進しており、令和 6 年度末時点で、計 15 施設に太陽光発電設備を導入しました。そのうち、蓄電池が未設置であった 9 施設には、本事業により蓄電池を追加で設置しました。

また、地域に豊富に存在するクリーンエネルギー資源を最大限に活用し、「地域の活性化」を図るため、先駆的・モデル的な取組を推進するとともに、クリーンエネルギーを活用した農林水産業やクリーンエネルギー関連産業の振興に積極的に取り組みました。

なかでも水素エネルギーはカーボンニュートラルのキーテクノロジーとして注目されています。

本県では、令和6年度末現在、パトカー1台を含む計7台の燃料電池自動車を県公用車として率先導入しており、これらの車両をイベント等での「走る発電所」としての外部給電実演や、災害時をはじめとした水素エネルギーの活用事例の発信に積極的に活用しています。

インフラ面においては、令和3年度に「地産水素」を活用した全国初の「製造・供給一体型」水素ステーションが稼働を開始しました。あわせて、中四国初となる燃料電池バスの路線運行（鳴門線）も実現しました。



「中四国初」燃料電池バスの
路線運行開始



「全国初」地産水素を活用した
製造・供給一体型水素ステーション
稼働開始



イベントにおける
外部給電デモンストレーション

さらに、こうした本県の取組をより発展させるため、環境先進国の取組を学び、本県の環境施策に活かすため、ドイツのニーダーザクセン州や韓国の済州特別自治道と環境分野での交流を行っています。

指 標	現状値 (2022 (令和4年度))	目標値	
		年度	数値
クリーンエネルギーによる電力自給率(実績値)	49.4%	2030年度	70%

指 標	現状値 (2024 (令和6)年度)	目標値	
		年度	数値
県有施設への太陽光発電設備設置率	67.5%	2030年度	80%
県有施設への太陽光発電設備容量(累計)	2,615kWh	2030年度	4,500kWh

②クリーンエネルギー関連産業の創出と振興

2008年のリーマンショック以降、既存産業が衰退化する中、世界各国が環境関連技術の開発や産業創出を図る「グリーンニューディール政策」を推進しており、日本では、日本再興戦略でエネルギー関連の投資の増加・雇用の創出に向けた取組みを進めることとしています。

本県では、LEDの世界最大級の生産拠点が立地する優位性を活かし、「次世代LEDバレイ構想」を推進するとともに、県内企業の環境に配慮した製品開発等を支援しました。

さらに、電気自動車の普及や再生エネルギーの有効活用に伴い需要が高まる蓄電池関連産業の集積を図るため、「徳島バッテリーバレイ構想」を策定しました。

環境配慮型産業は、課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組みを加速していく必要があります。

自然エネルギーのほか、LEDや蓄電池など、本県が有する創エネ・省エネ・蓄エネ技術を活かして、新たな環境・エネルギー産業の創出による地域活性化や雇用の創出、企業誘致などの取組みを展開し、「自然エネルギー立県」として積極的な取組みを推進します。

③クリーンエネルギーを活用した防災・減災対策の推進

南海トラフ巨大地震や近年頻発している異常気象により、甚大な被害が想定される本県においては、「防災」だけでなく、被害を最小化する「減災」や、被災前からの復興に向けた取組である「事前復興」の視点を加えた対策を講じていく必要があります。

そこで本県では、災害に強い特性を有するクリーンエネルギーを活用した「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池等の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進してきました。また、こうした取組の裾野を広げるべく、個人向けの太陽光発電設備や蓄電池の導入に対する補助も積極的に行っています。

また、EVをはじめとするゼロ・エミッション・ビークル（ZEV）については、走行時に排気ガスを排出しない環境性能に加え、災害時には「動く蓄電池」として機能する点に着目しています。

このため、脱炭素化のみならず「災害に強いまちづくり」の観点からも、避難所や家庭での停電対策への活用を促進し、その有用性を広く発信することで、地域の防災力強化につなげています。



太陽光パネル設置施設



イベントにおけるFCバス外部給電デモンストレーション

(2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換

①脱炭素型ライフスタイルへの早期転換

○脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた取組

私たちの社会経済活動の拡大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増加し、地球温暖化が引き起こされると考えられています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書によると、今世紀末の世界平均気温の将来予測は、工業化前と比べて最大5.7℃もの上昇や、最大1.01mの平均海面水位の上昇も懸念されています。

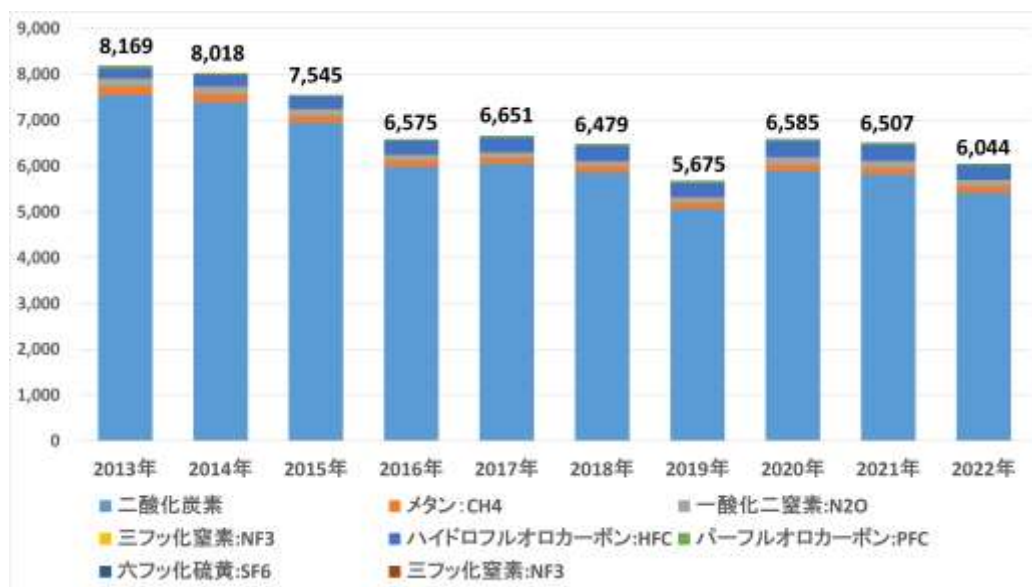


(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター IPCC 第6次評価報告書特設ページ

このような気温上昇に伴い、海面水位の上昇による陸地の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響、砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、熱中症や感染症の発症数の増加等が生じるおそれがあり、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

こうした中、令和 5（2023）年度の全国の温室効果ガス排出量（確報値）は、約 10 億 7,100 万 t-CO₂ となっており、基準年平成 25（2013）年度比で総量が 23.3%減少し、前年度比では 4.0%の減少となりました。前年度からの排出量減少の主な要因は、産業部門、業務その他部門、家庭部門における節電や省エネ努力等の効果が大きく、全体では、エネルギー消費量が減少したことが考えられます。

また、令和 4（2022）年度における本県の温室効果ガス排出量は、6,044 千 t-CO₂ であり、基準年(2013 年)に比べ 26.0%減少しています（三フッ化窒素を含む）。なお、二酸化炭素の排出部門別では、民生部門が最も多くの割合を占めています。また森林吸収量（経営管理された森林のみ）は 756 千 t-CO₂ となっています。



温室効果ガス排出量の推移（千 t-CO₂）（三フッ化窒素を含む）

本県では、平成 23（2011）年 8 月、徳島県地球温暖化対策推進条例に基づき、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

また、今世紀後半に「温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指す「パリ協定」が 2015 年 12 月に採択されたことを受け、平成 28（2016）年 10 月に全国初の「脱炭素社会の実現」を掲げる「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定するとともに、同年 12 月には、2030 年度を目標年として「2013 年度比 40%削減」の温室効果ガス削減目標を掲げ、県民総ぐるみで施策を推進してきました。

さらに、気候変動対策を巡る国際社会や国の動向を踏まえ、「環境首都とくしま」として、「脱炭素社会の実現」に向けた新次元の施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の気候変動対策を牽引するため、令和 2（2020）年 3 月に「気候変動対策推進計画（緩和編）」を策定し、温室効果ガス削減目標を「2013 年度比 50%削減」に上方修正しました。

また、令和 3 年 12 月には、カーボンニュートラル達成に極めて重要な、2030 年度までの具体的な取組みと行程を示す「徳島県版・脱炭素ロードマップ」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてきたところです。

加えて、脱炭素を巡る昨今の国際社会や国の動向を踏まえ、令和 6 年 3 月には、「地球温暖化対策」と「エネルギー対策」を一体的かつ計画的に進めるため、5 つの脱炭素関連計画を統合した「徳島県 G X 推進計画」（令和 6 年度から令和 10 年度）を策定し、「県民が主役となって進める持続可能な社会の構築」を基本コンセプトに掲げ、重点施策として「クリーンエネルギーの最大限導入」「省エネルギー対策の徹底」「脱炭素に向けた循環型社会の構築」「地域資源を活用した吸収源対策」、共通施策として「県民総ぐるみによる G X の加速」を位置付け、積極的な取組を進めています。

気候変動の「緩和策」として、地域コミュニティにおいて、省エネ活動により創出した温室効果ガス削減分に対して価値を付与し、率先して省エネ活動を行う意欲を喚起させるとともに、地域の課題を解決する取組みを推進しました。

指 標	現状値 (2022 (令和 4) 年度)	目標値	
		年度	数値
温室効果ガス排出削減率 2013 年度比 (累計)	-35.3%	2028 年度	-46.0%

また、家庭・業務部門の脱炭素化に向けて、高い断熱性能を持つネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 及びビル (ZEB) の普及も促進しました。蓄電システム併設型 ZEH への補助を経て、現在はより高性能な住宅であるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス・プラス (ZEH+) への補助を行い、快適で災害に強い住環境の創出を図っています。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
新築住宅に占める ZEH の割合	40.7%	2030 年度	60%

あわせて、運輸部門の排出量の約 9 割を占める自動車についても、EV の普及と充電インフラの整備を「車の両輪」として脱炭素化を推進しています。

走行時に排気ガスを排出しない EV は、温室効果ガスの削減に加え、大気汚染の防止や騒音低減など生活環境の向上にも寄与します。このため本県では、導入補助事業による普及促進とともに、啓発活動を実施してきました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
ZEV 普及台数	4,101 台	2030 年度	10,000 台

また、ユーザーの利便性を向上させるとともに EV 普及を後押しするために、充電インフラの整備を推進する取組を行っています。令和 6 年 3 月策定の県独自の整備指針により、2030 年度までに 2023 年度比で「10 倍」となる「2000 口」の整備目標を設定しました。具体策として、民間の「初期費用・維持管理ゼロ円モデル」を活用した県有施設への率先導入を展開しています。令和 6 年度末までに 9 施設・計 42 口を整備し、EV を利用しやすい環境づくりを推進しています。

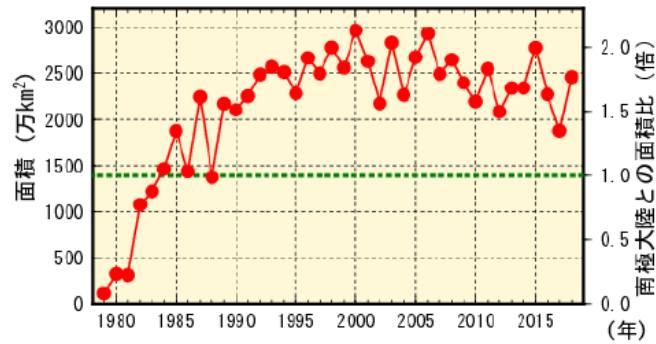
指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
EV 用充電設備設置口数	298 口	2030 年度	2,000 口

また、平成 29 年から「環境教育の推進」や「環境活動の支援」などの気候変動対策に県と連携して取り組む企業・団体と「とくしまエコパートナー協定」を締結し、県民総活躍による気候変動対策を推進しています。令和 5 年度末時点の累計で、22 企業・団体と締結しています。

さらに、水素ステーションの整備促進や燃料電池自動車 (FCV) の普及を図るとともに、県庁の「自然エネルギー由来・水素ステーション」を核とした「水素社会啓発・体験ゾーン」での水素教室など、あらゆる機会を通じた普及啓発を実施しました。

○フロン類の排出抑制・3R の推進

地球を取り巻く成層圏にはオゾン層があり、生物を有害な紫外線から守っています。しかし、フロン等のオゾン層破壊物質によってオゾン層が破壊されることで、地上に到達する紫外線量が増加し、人の健康や動植物等の生態系への影響が懸念されています。成層圏の中でオゾン層が少ない箇所をオゾンホールと呼び、高緯度地域で多く観測されています。



オゾンホール面積の年最大値の推移 (出典) 気象庁ホームページから

我が国では、昭和 63 (1988) 年にオゾン層保護法を制定し、生産規制を進めるとともに、家電リサイクル法 (平成 13 年施行) やフロン排出抑制法 (平成 27 年施行) などにより、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコン、業務用空調冷凍機器やカーエアコンのフロン類の回収及び破壊が義務付けられています。

本県では、オゾン層保護及び地球温暖化の防止に対する県民や事業者等の理解を深めるための普及啓発を推進し、フロン類の排出抑制、回収処理の向上に取り組みました。具体的には、フロン排出抑制法に基づく立入検査や講習会を実施し、フロン類の管理の適正化等に関する啓発・指導を行いました。

②脱炭素型ビジネススタイルの展開

本県では、高等教育機関における産官学連携組織や地域支援組織と連携し、創・省・蓄エネ機器の開発や大気・水処理技術、自然再生など、グリーンイノベーションの「芽」を見つけ、育てる取組みを推進しました。令和 6 年度においては、グリーンイノベーションの創出を図るため、省エネルギー LED 製品等の開発を支援しました。

また、今後、環境配慮型産業は、グリーンイノベーションを通じたエネルギー制約の解決や新たな産業創出の潜在需要を掘り起こす課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組みを加速化していくことが求められています。

「とくしま地域産学官共同研究拠点」を活用し、産官学で技術開発を進めるとともに、中小企業の新製品・新技術開発などを加速するため、「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や、国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境に配慮した産業の創出を図りました。令和 6 年度には、高機能素材関連分野の取組みとして、県内ものづくり企業と連携し、CFRP、CNF等を活用した環境負荷低減製品の共同開発などを実施しました。

さらに、SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、農業においても、地球温暖化防止や生物多様性保全等の環境負荷軽減を推進することが求められています。本県では、環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物 (GAP、エコファーマー、有機農業による農産物)」の生産拡大を図り、有機物の施用による土づくりや化学農薬・化学肥料の使用量の低減を推進しました。

有機農業等の生産技術向上と消費者の認知度向上を目的とした「オーガニック・エコフェスタ」等のイベントにおけるPRを通じて、エシカル農産物に関する消費者の理解促進や需要拡大を図り、環境と調和した農業を支える仕組みづくりを進めました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
エシカル農産物の生産面積	2,077ha	2028 年度	2,450ha



徳島県知事認定



登録認定機関名



③自治体の脱炭素化推進

本県では、平成 21 年 4 月から「徳島県地球温暖化対策推進条例」（平成 29 年 1 月からは「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」）を施行し、気候変動対策に関する県民・事業者の責務を明文化したほか、化石燃料の使用量が多い事業者や自動車を数多く保有する事業者等に対して、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制対策などをまとめた「計画書」や「実施状況等報告書」を提出し、温室効果ガスの排出削減に主体的に取り組むことを求めてきました。

また、事業者の脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進するため、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力が見える化し、積極的に公表するとともに、特に優れた功績のあった事業者等に対しては、表彰や発表の機会を創出し顕彰に努めました。

このほか、地球環境保全行動に対する県民の意欲を高めるため、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」では、4 月 22 日を「徳島県地球環境を守る日」とするとともに、県民に対してエコドライブの呼びかけやフロン対策の情報提供を行うなど、環境保全に関する普及啓発を積極的に行うことにより、持続可能な社会の実現を目指すこととしています。

＜令和 6 年度の実績＞

- ・ LED 道路照明灯（橋梁照明、トンネル照明を除く）の設置割合（累計） 60%

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
県公用車の新規・更新における電動車割合 100% (うち EV100%) ※ただし、代替可能な車両がない場合を除く。	100% (うち EV13.3%)	2030 年度	100% (うち EV10%)

④地域資源を活用した吸収源対策

平成 21 年度からは「とくしま協働の森づくり事業」を実施し、二酸化炭素の排出を吸収源対策で埋め合わせるカーボン・オフセットの考え方を森づくりの分野でモデル的に導入しています。（令和 6 年度累計参画企業・団体数 173 社）



協働の森づくり

このほか令和 6 年度には、森林の新たな価値を創出し経済と環境の好循環を生み出すため、県内事業者を対象に「徳島県 J-クレジット創出セミナー」を開催し、J-クレジット制度の普及啓発を図りました。

また、二酸化炭素の長期固定が可能な建築物への木材利用を促進するため、徳島県と香川県の 2 県にまたがる「建築物木材利用促進協定」に基づき、増加する「徳島すぎ」の大径材を活用する構造用集成材の製造支援を行いました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
J-クレジットの販売量	34t	2028 年度	2,000t

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
県産材の生産量	34 万㎡	2028 年度	60 万㎡

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
エリートツリーの植栽割合	58%	2028 年度	65%

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
SDGs 森づくり宣言企業・団体数 (累計)	173 団体	2028 年度	105 団体

(3) 気候変動への「適応」の展開

①気候変動に適応した防災・減災力の向上

○自然災害を迎え撃つ県土強靱化

県下全域が台風の常襲地帯であるとともに、急峻な地形や脆弱な地質のため、幾度となく、大規模な水害・土砂災害が繰り返し発生してきました。

本県では、気候変動により懸念される深刻な洪水、異常湧水等に備え、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」により、流域における事前防災・減災対策に取り組みました。具体的には、平成 30 年度の県下全域にわたる流域における水管理に関する「課題」「目標」を明らかにし、目指すべき流域の姿を示した「とくしま流域水管理計画」のとりまとめに続き、流域単位での具体的な取り組みを示す「流域水管理行動計画」の策定を推進し、令和元年度以降、大谷川（鳴門市）、正法寺川（藍住町）などで同行動計画を策定しました。

また、大規模な水害・土砂災害による被害を最小限にする河川・砂防・治山施設の整備や集落孤立防止のための生命線道路の整備等を推進するとともに、県民の防災意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを強化しました。

○環境モニタリング体制の強化

東日本大震災以降、原子力発電所の事故及び周辺で災害が発生した場合における放射能による環境への影響が懸念されています。

また、本県には切迫する南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの被害が想定される地域が多くあります。

このため、平時から環境中における放射能の状況を把握しておくとともに、地震や津波が発生した場合における有害物質の環境への漏洩による二次災害を防止するための体制を整備しておく必要があります。

本県では、原子力規制庁の委託事業として環境放射能水準調査を実施しているほか、徳島県生活環境保全条例に基づき、事業者が取り扱う化学物質の量を把握し、県に報告する制度を設けています。また、県下の主要な企業との間で関係市町とともに環境保全に関する協定を締結し、情報の共有に努めました。

今後も、災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備に努めます。



環境放射能モニタリングポスト

②気候変動に適応した産業の振興と県民生活の安定

気候変動の影響により、農林水産物の品質の低下や収量の減少が現れています。現在も、高温耐性品種の導入や高温対応の栽培管理に取り組んでいますが、安定的な生産や供給体制を確立するために、関係機関と連携した技術開発・普及を推進する必要があります。

県においては、気候変動による影響を回避・軽減するため、高温による品質低下が少ない良食味な水稻品種「あきさかり」、夏台風の被害軽減を図ることができるレンコン早生品種「阿波白秀」、高水温環境に強く、収量性の高いワカメ品種等の導入や高品質・安定生産技術の開発を推進するとともに、地球温暖化による冬の平均気温や最低気温の上昇を効果的に活用し、アボカド等の熱帯性果樹の低コスト栽培技術の開発に取り組みました。また、森林管理を適正に行うため、公有林化や森林境界の明確化等も推進しました。



水稻の高温耐性品種「あきさかり」



レンコン早生品種「阿波白秀」



熱帯性果樹「アボカド」の栽培実証

<令和6年度の実績>

・熱帯性果樹の栽培実証経営体数 18経営体

地球温暖化の影響により、企業のサプライチェーン（生産過程、生産物の販売、生産施設の立地など）に影響を及ぼすことが予想されています。地球温暖化に対応する製品や技術に対する需要の増加が予想され、ビジネスチャンスが拡大するとの見方も示されています。

事業活動等への気候変動による影響について情報収集・調査研究し、適切に情報提供を行うことにより、企業における適応の取組みを促進しました。

また、気候変動の影響を効果的に活用するため、地球温暖化の防止や適応に資する環境関連製品や技術について広く県民に周知し、それらの優先的な選択（エシカル消費）を推進しました。

今後も、適応策に関するセミナー・イベント等の開催や、暑熱対策技術・製品、災害の検知・予測システムなど「適応ビジネス」の展開等、各主体における適応策への協力を呼びかけていきます。

さらに、気候変動やその影響に関する普及啓発を通じ、県民、事業者等の理解を深め、幅広い主体における適応策への協力、実践を促す必要があります。

本県では、県民生活や事業活動における気候変動の影響について理解を深め、日常の行動へつなげられるよう、情報提供や普及啓発を実施しています。平成28年10月には、今後これまで以上に県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されることから、そのリスクをできる限り低減するため、本県における適応策を取りまとめた「徳島県気候変動適応戦略」を策定しました。それを受け、平成29年度には、「地域にどんな影響が起きているのか、また、起ころうとしているのか、そして自分たちの地域で何ができるのか」を考えるワークショップを、環境省・中国四国地方環境事務所と共に開催して、「適応策」への理解を深めていただきました。令和元年度には、気候変動適応プラットフォーム（ホームページ）を構築し、適応策についての様々な情報を一元的に発信するとともに、適応策普及啓発用の小冊子やしおりを作成するなど、積極的な啓発活動を実施しました。令和2年度には、気候変動対策推進計画（適応編）を策定し、緩和策との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進しています。

「気候変動適応法」を踏まえた取組みとして、地域において、気候変動への適応に関する情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）機能を担う体制の充実に努めました。本県では、令和2年3月に「徳島県気候変動適応センター」を設置し、国立環境研究所及び県内の研究機関等との情報共有等を行い、広く県民に適応策を普及させました。